

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 対 象 建 物 木津川上流浄化センター、相楽中継ポンプ場
- (2) 需 要 場 所 京都府相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木 97 番地 他
- (3) 業種及び用途 下水道処理施設

2. 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

	浄化センター	相楽中継ポンプ場	自家発 補給契約※
電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式	
標準電圧	6,000V	6,000V	
計量電圧	6,000V	6,000V	
標準周波数	60 ヘルツ	60 ヘルツ	
受電方式	本線受電のみ	本線受電のみ	
定格出力及び台数	1,500kVA 1 台	625kVA 1 台	25KW 4 台
用途	非常用	非常用	場内発電
定格電圧	6.6kV	6.6kV	200V
系統連携の有無	無	無	有
アンソラーサービス料対象容量			OkW

※なお自家発補給契約に関して、平成27年10月（供用開始）以降の使用実績は0である。

(2) 予定使用電力量等

別添、各施設の電力使用計画のとおり

(3) 契約期間

平成30年4月1日0時から平成31年3月31日24時

(4) 需給地点

浄化センターにおける平成30年度は、需要場所における京都府の構内高圧架空引込第1柱上の第1支持点負荷側に、京都府が設置した気中開閉器の電源側リード接続点。変更する場合は京都府と協議すること

(5) 電気工作物の財産分界点

浄化センターにおける平成30年度は、需要場所における京都府の構内高圧架空引込第1柱上の第1支持点負荷側に、京都府が設置した気中開閉器の電源側リード接続点。変更する場合は京都府と協議すること。

(6) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産責任分界点に同じ。変更する場合は京都府と協議すること。

(7) 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日0時から当該月の末日24時までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引及び力率割増しを行う場合は、京都府を供給区域とするみなし小売電気事業者の供給条件等の規定によるものとする。

イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。

単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)

平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率(\%)} = [\text{有効電力量} / \{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2\}^{1/2}] \times 100$$

ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整

燃料費調整は、入札時に供給者が京都府に提出した算定方法により算定し、燃料費の調整を行うこととする。

なお、契約期間中の基準燃料価格、基準価格、原油換算係数等の算定諸元の変更は認めない。

(12) その他の割引がある場合にあっては、その他の割引額は、入札時に供給者が京都府に提出した算定方法により算定するものとする。

(13) 再エネ発電促進賦課金など(以下「賦課金等」と言う。)

賦課金等は、京都府を供給区域とするみなし小売電気事業者の供給条件等の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、賦課金等は、考慮しないこと。

(14) 契約超過金

京都府は、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過金を支払うものとする。

(15) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

(16) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、京都府は、その代金を支払うものとする。

(17) その他

契約書、本仕様書及び質疑・回答書に記載なき事項については、京都府を供給区域

とするみなし小売電気事業者の供給条件等を参考に、双方協議の上で決定するものとする。

別添 1 木津川上流浄化センター内電力使用計画

木津川上流浄化センター内各月の電力使用計画年度→平成 30 年度

最大電力(kW)		使用電力量(kWh)					
		重負荷 (夏季10~17時)	昼間 (重負荷除く8~22時)	夜間 (昼間及び重負荷除く)	合計	季節区分	
						夏季 (7~9月)	その他季節 (夏季以外)
4月	790	—	171,800	192,600	364,400	—	364,400
5月	790	—	162,800	221,300	384,100	—	384,100
6月	790	—	195,800	180,300	376,100	—	376,100
7月	790	102,100	95,600	210,200	407,900	407,900	—
8月	790	108,400	103,500	209,200	421,100	421,100	—
9月	790	103,300	98,500	219,400	421,200	421,200	—
10月	790	—	187,300	201,700	389,000	—	389,000
11月	790	—	177,000	196,800	373,800	—	373,800
12月	790	—	177,800	213,100	390,900	—	390,900
1月	790	—	172,900	220,800	393,700	—	393,700
2月	790	—	174,100	182,600	356,700	—	356,700
3月	790	—	191,100	196,400	387,500	—	387,500
合計	—	313,800	1,908,200	2,444,400	4,666,400	1,250,200	3,416,200

計画流入水 23,589 m3/日

流入水量比 1.059

別添 2 相楽中継ポンプ場電力使用計画

相楽中継ポンプ場各月の電力使用計画年度→平成 30 年度

最大電力(kW)		使用電力量(kWh)					
		重負荷 (夏季10~17時)	昼間 (重負荷除く8~22時)	夜間 (昼間及び重負荷除く)	合計	季節区分	
						夏季 (7~9月)	その他季節 (夏季以外)
4月	99	—	28,800	0	28,800	—	28,800
5月	99	—	31,600	0	31,600	—	31,600
6月	99	—	31,600	0	31,600	—	31,600
7月	99	0	31,700	0	31,700	31,700	—
8月	99	0	31,000	0	31,000	31,000	—
9月	99	0	32,000	0	32,000	32,000	—
10月	99	—	32,300	0	32,300	—	32,300
11月	99	—	29,300	0	29,300	—	29,300
12月	99	—	31,400	0	31,400	—	31,400
1月	99	—	29,800	0	29,800	—	29,800
2月	99	—	28,700	0	28,700	—	28,700
3月	99	—	30,300	0	30,300	—	30,300
合計	—	0	368,500	0	368,500	94,700	273,800

計画流入水 23,589 m3/日

流入水量比 1.059

別添3 自家発電補給契約電力使用計画

自家発電補給契約料金各月の電力使用計画年度→平成 30 年度

最大電力(kW)		使用電力量(kWh)					
		重負荷 (夏季10~17時)	昼間 (重負荷除く8~22時)	夜間 (昼間及び重負荷除く)	合計	季節区分	
						夏季 (7~9月)	その他季節 (夏季以外)
4月	100	—	0	0	0	—	0
5月	100	—	0	0	0	—	0
6月	100	—	0	0	0	—	0
7月	100	0	0	0	0	0	—
8月	100	0	0	0	0	0	—
9月	100	0	0	0	0	0	—
10月	100	—	0	0	0	—	0
11月	100	—	0	0	0	—	0
12月	100	—	0	0	0	—	0
1月	100	—	0	0	0	—	0
2月	100	—	0	0	0	—	0
3月	100	—	0	0	0	—	0
合計	—	0	0	0	0	0	0

計画流入水 0 m3/日

流入水量比 0